

口頭又は閲覧による本人に対する保有個人情報の提供に関する事務取扱要領

(平成 13 年 7 月 19 日制定)

(平成 15 年 1 月 20 日一部改正)

(平成 16 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 17 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 20 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 21 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 31 年 3 月 27 日一部改正)

(令和 4 年 9 月 30 日一部改正)

(令和 5 年 3 月 20 日一部改正)

第 1 趣旨

この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 69 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、口頭又は閲覧（以下「口頭等」という。）により本人に対して提供をすることができる保有個人情報（法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）、その提供の方法等必要な事項を定めるものとする。

第 2 本人に対して口頭等により提供をすることができる保有個人情報

本人の求めに応じ、口頭等による当該本人に対する保有個人情報の提供（以下「口頭提供等」という。）をすることができる保有個人情報は、原則として、次に掲げる要件を満たすものとし、当分の間は、別表の事務の種類欄に掲げる各種試験等の結果を対象とするものとする。

- (1) 開示に対する需要が高いもの
- (2) 一定の時期に開示請求が集中すると見込まれるもの
- (3) 個人情報の記録形態が定型的で、口頭提供等に関する判断をあらかじめ一律に行っておくことができるもの
- (4) 実務上即時の口頭提供等に対応することが可能なもの

第 3 口頭提供等をする項目

口頭提供等をする試験等の結果の項目は、別表の口頭提供等をする内容の欄に掲げる得点又は順位（得点及び順位とする場合を含む。）とする。ただし、得点及び順位以外の判定要素を含むものについては、それぞれの試験の性質、内容、口頭提供等をした場合の影響等個別の事情を勘案して、適当と認める項目とする。

第 4 口頭提供等の求めの受付開始日及び受付期間

1 受付開始日

口頭提供等の求めの受付を開始する日は、原則として、試験等の合格発表の日とする。ただし、特

に理由があるときは、合格発表の日以外の日とすることができるものとする。

2 受付期間

口頭提供等の求めを受け付ける期間は、別表の口頭提供等を行うことができる期間の欄に掲げる期間とする。

ただし、期間の末日が岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限とみなす。

第5 口頭提供等の実施場所

口頭提供等の求めの受付及び口頭提供等の実施をする場所は、別表の口頭提供等を行うことができる場所の欄に掲げる場所とする。ただし、特に理由があるときは、これによらないことができる。

第6 口頭提供等の求めの受付

- 1 口頭提供等の求めを行うことができる者は、本人に限るものとする。
- 2 電話による口頭提供等は、できないものとする。
- 3 本人であることの確認は、原則として、受験票、運転免許証、旅券等本人の顔写真が貼付された書類その他本人を確認できる書類の提示により行うものとする。

第7 口頭提供等の実施方法

- 1 口頭提供等の実施の方法は、原則として、口頭提供等を行う項目が記録された行政文書若しくはこれを複写したものの閲覧又は口頭による伝達の方法によることとし、写しの交付は行わないものとする。
- 2 担当課等は、閲覧の方法により本人に対して保有個人情報の提供する場合に、当該行政文書等に本人以外の情報が記録されているときは、その部分を紙等で覆い、本人以外の情報が開示されないようにするものとする。
- 3 担当課等は、口頭提供等を実施した場合は、請求年月日、請求者氏名、その他必要な事項を口頭提供等処理簿（別記様式第1号）に記入するものとする。

第8 受験者等への周知

担当課等は、口頭提供等を行うことができる試験等について、受験案内等に次の事項を記載し、受験者等にあらかじめ周知するものとする。

- (1) 口頭提供等を行う項目
- (2) 口頭提供等の受付期間及び受付時間
- (3) 口頭提供等の求めの受付場所
- (4) 本人であることを確認するため提示を求める書類

第9 実施計画及び実施状況の報告

1 実施計画の報告

担当課等は、口頭提供等を行うことができる試験等を実施する場合は、当該試験等の実施日までに、

口頭提供等実施計画報告書（別記様式第2号）により、総務部総務室に報告するものとする。

なお、口頭提供等の実施場所が行政情報サブセンターの場合にあつては、当該行政情報サブセンターを運営する広域振興局経営企画部（県南広域振興局総務部を除く。）、広域振興局経営企画部地域振興センター、広域振興局総務部又は広域振興局総務部総務センターに併せて報告するものとする。

2 実施状況の報告

担当課等は、上記の試験等に係る口頭提供等を行うことができる期間が終了したときは、速やかに、口頭提供等実施状況報告書（別記様式第3号）により、総務部総務室に報告するものとする。

なお、口頭提供等を行うことができる期間が年度をまたがる場合は、3月末で集計した分については、4月10日までに、4月1日以降の分については期間が終了した後、速やかに報告するものとする。

第10 その他

- 1 口頭提供等の求めの受付及び口頭提供等の実施に関する事務は、担当課等において行うものとする。
- 2 この要領は、平成13年10月1日以降に合格を発表する試験等から適用する。ただし、平成13年4月1日以降に実施する試験等で、合格発表の日が同年9月30日以前のものについては、同年10月1日から10月31日までの間、本要領による開示請求ができるものとする。
- 3 その他必要な事項は、総務部総務室法務・情報公開課長が担当課等の長と協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2～第5関係）

口頭提供等をすることができる個人情報の内容		口頭提供等をすることができる期間	口頭提供等をすることができる場所
事務の種類	開示する内容		
クリーニング師試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	行政情報センター
採石業務管理者試験	〃	〃	〃
砂利採取業務主任者試験	〃	〃	〃
狩猟免許試験	知能試験の得点、適性試験の合否及び技能試験の減点	〃	〃
准看護師試験	得点	〃	〃
調理師試験	総合得点	〃	〃
製菓衛生師試験	〃	〃	〃
毒物薬物取扱者試験	科目別得点	〃	〃
登録販売者試験	〃	〃	〃
職業訓練指導員試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	〃	〃
技能検定試験	学科試験及び実技試験の得点	〃	〃
農薬管理使用アドバイザー認定試験	得点	〃	〃
指導農業機械士技能検定試験	項目別得点	〃	岩手県立農業大学校
農業機械士技能検定試験	〃	〃	〃
家畜人工授精に関する講習会修業試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	行政情報センター
家畜人工授精及び家畜体内受精師研修に関する講習会修業試験	〃	〃	〃
職員採用選考考査（知事）実施するものに限る。）	総合得点及び総合順位（不合格者に係るものに限る。ただし、考査を2次に分けて実施する場合には、全受考者を対象に第1次考査の得点、順位並びに教養試験及び論文試験の得点についても口頭提供等をするものとし、第2次選考不合格者を対象に第2次考査の得点についても口頭提供等をするものとする。）	最終合格発表の日から起算して1月間	〃
主任計量者試験	得点	合格発表の日から起算して1月間	〃
看護師養成所等入学試験	筆記試験の科目別得点及び面接の評価	〃	受験した看護師養成所等
岩手県立産業技術短期大学校	筆記試験及び面接の得点	〃	岩手県立産業技術短期

(推薦入学試験(学校推薦入学試験(専門高校・総合学科)を除く。))			大学校
岩手県立産業技術短期大学校 (推薦入学試験(学校推薦入学試験(専門高校・総合学科)に限る。))	面接の得点	〃	〃
岩手県立産業技術短期大学校 (一般入学試験)	筆記試験及び面接の得点	〃	〃
岩手県立産業技術短期大学校 産業技術専攻科入学選考試験	小論文及び面接の得点	〃	〃
岩手県立職業能力開発校入校 選考試験(推薦選考試験)	筆記試験の科目別得点及び面接判定	〃	受験した職業能力開発校
岩手県立職業能力開発校入校 選考試験(一般選考試験)	〃	〃	〃
岩手県立農業大学校本科推薦 入学試験	小論文及び面接の得点	〃	岩手県立農業大学校
岩手県立農業大学校本科一般 入学試験	筆記試験の科目別得点及び面接試験の得点	〃	〃
岩手県立農業大学校本科社会 人特別入学試験	レポート及び面接の得点	〃	〃
岩手県立農業大学校研究科入 学試験	筆記試験の科目別得点及び面接試験の得点	〃	〃

口頭提供等実施計画報告書

第 年 月 日
号

総務部総務室法務・情報公開課長 様

広域振興局経営企画部長
 広域振興局総務部長
 ○○地域振興センター所長
 ○○総務センター所長

担 当 課 等 の 長

次のとおり口頭提供等に係る事務を実施するので報告します。

試験等の名称	
試験等の実施日	
口頭提供等をする項目	
口頭提供等の求めの受付期間及び時間	期間 年 月 日から 年 月 日まで 時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
口頭提供等の実施場所	
口頭提供等の実施方法	
本人であることを確認するために提示を求める書類	
担 当 課 等	係名 担当者名 内線
備 考	

口頭提供等実施状況報告書

第 年 月 日
号 日

総務部総務室法務・情報公開課長 様

担 当 課 等 の 長

次のとおり口頭提供等に係る事務を実施しましたので報告します。

試験等の名称	
実施した期間	年 月 日から 年 月 日まで
口頭提供等の件数	
受験者数	
備考	